

## 2. 赤ちゃんができたら

part1  
子どもを  
望む方へ

# 妊娠届出、 母子健康手帳交付

まずは  
お父さん、お母さん  
になる第一歩です。

part2  
赤ちゃんが  
できたら

妊娠した人が、「妊娠届出書」を各区保健福祉センター健康課に提出すると母子健康手帳が交付されます。

母子健康手帳は、妊娠、出産、育児の健康記録として活用できるとともに、健診、予防接種などの母子保健サービスの情報、妊娠、出産を通じた日常生活上の注意や育児のアドバイスも記載されています。

part3  
赤ちゃんが  
生まれたら

## 対象となる方

福岡市に住民票を有する妊婦

## 料金

無 料

part4  
子どもを  
預けたい

## 必要な手続き

各区保健福祉センター健康課に妊娠届出書を提出していただく際に母子健康手帳の交付を行います。

※妊娠届出書に妊婦本人の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。受付窓口で「個人番号の確認」・「本人確認」を行います。



part5  
お出かけしたい、  
交流したい

## 届出窓口

各区保健福祉センター健康課  
(月～金 9:00～17:00)

part6  
障がいのある  
子どものサポート

すでに、前居住地にて母子健康手帳を交付されている場合は、その手帳を継続して使用します。ただし、福岡市以外の妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診券は使用できませんので、各区保健福祉センター健康課にて前居住地での受診券使用状況に応じて、新たな受診券を交付します。

part7  
ひとり親家庭の  
サポート

part8  
小学生以上の  
子どものサポート

part9  
相談窓口



各区保健福祉センター 健康課…………… 137ページ

# 出産・子育て応援事業

妊娠から出産・子育てまでの様々なご相談に応じながら経済的な支援を行うため、妊娠届出時に面談を受けた妊婦、及び出産後の保健師等による乳児家庭全戸訪問を受けた母親（お子さんの養育者が異なる場合は養育者）を対象に給付金を支給します。

## 対象となる方

下記全てに該当する方 ※所得による制限はありません。

- (1) 福岡市に住民票を有する方
- (2) 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問時などの面談の際に申請書の交付を受けた方
- (3) 他市町村で出産応援ギフトや子育て応援ギフトとして、それぞれ5万円相当の給付（現金・クーポン等）を受け取っていない方

## 給付金の種類

### 妊娠届出時の給付金

妊娠届出時の面談を受けた妊婦に5万円を給付

※医師による妊娠の確認を受けていることが必要です。

### 出生後の給付金

乳児家庭全戸訪問を受けた母親（養育者が異なる場合は養育者）にお子さん1人あたり5万円を給付

## 手続き

妊娠届出時の面談及び出産後の保健師等による乳児家庭全戸訪問時にご案内いたします。

※市外転出入をされる方は、タイミングによりどちらの市町村で申請するかが異なります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

※DV等で避難している方は、福岡市に住民票がなくても申請できる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

※妊娠届出時の給付金は、対象となる妊娠につき1回の給付です。

※出生後の給付金は、対象となるお子さん1人につき1回の給付です。



福岡市出産・子育て応援事業事務局（コールセンター）  
電話番号：092-724-1251  
受付時間：9時～18時（平日のみ）

part1  
子どもを  
望む方へ

# 子育て世帯住替え助成事業

子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成します。

part2  
赤ちゃんが  
できたら

## 助成対象世帯

扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）、または妊娠している者がいる世帯

part3  
赤ちゃんが  
生まれましたら

## 助成対象費用

既存住宅購入費用、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料、引越し費用 等

part4  
子どもを  
預けたい

## 助 成 率

助成対象費用の合計額の1/2

part5  
お出かけしたい  
交流したい

## 助 成 上 限 額

15万円（最大25万円）

※住替えにより親世帯と同居・近居する世帯の場合、上限額を5万円引上げ

※多子世帯の場合、上限額を5万円引上げ

part6  
障がいのある  
子どものサポート

## 助 成 要 件

- 福岡市内外の民間賃貸住宅または社宅等から福岡市内の民間賃貸住宅または購入した既存住宅に転居すること
- 住替え後の住宅の面積が、基準以上であること
- 住替え後の住宅の家賃が、基準以下であること
- 住替え後の住宅が耐震性を有していること
- 生活保護を受給していないこと 等

part7  
ひとり親家庭の  
サポート

- 同 居：子育て世帯と親世帯が同一住所に居住
- 近 居：子育て世帯と親世帯の住居の直線距離が1.2km以内
- 多子世帯：子ども（妊娠中の子どもも含む）が2人以上いる世帯

募集期間：令和5年4月1日～令和6年2月29日

なお、申請受付は募集期間内で転居日から5か月以内・予算内で先着順です。

申請方法や助成要件などの詳細は、福岡市ホームページ

（下記QRコード又は「福岡市 子育て世帯住替え助成事業」で検索）で確認するか、住宅計画課へお問い合わせください。



part8  
小学生以上の  
子どものサポート



問合せ先

住宅都市局 住宅部 住宅計画課……………TEL092-711-4279

part9  
相談窓口

妊娠・出産の  
知っておきたい事  
疑問を解決しましょう。

# マタニティスクール

妊婦や希望する家族に対し各区の保健福祉センター健康課において、妊娠・分娩の健康管理、沐浴法、妊婦体操、産後の健康管理、育児など、実際に役立つ知識や技術をお伝えします。

- 対象となる方** 福岡市に住民票を有する妊婦、およびその家族
- 利用料金** 無料
- 持ってくるもの** 母子健康手帳
- 開催日・手続き** 各区保健福祉センター健康課へお問い合わせください。
- 利用時間** 各区によって、開催曜日、時間が決められています。



各区保健福祉センター 健康課 .....137ページ

## 働くママとパパのマタニティスクール

仕事をしているご夫婦を対象に、出産・育児について学べる教室です。詳しくは、福岡県助産師会ホームページをご確認ください。



## 産前・産後母子支援センター (予期せぬ妊娠・出産に関する支援)

予期せぬ妊娠や出産にお悩みの方の相談をお受けします。相談者の生活、福祉課題の解決に向けて、妊娠期から産後期まで継続した支援を提供します。

### 対象となる方

福岡市内に居住している、予期せぬ妊娠や出産にお悩みの方  
(例)

- 妊娠して精神的、社会的に困難な状況にある方
- 健診や出産費用がない方
- 妊娠を誰にも相談できない方
- ※産む、産まないにかかわらず、匿名でご相談できます。

### 利用日・利用時間

年中無休・24時間対応

(月曜日～金曜日 8時00分～17時00分は、専門スタッフが対応します)

### ホームページ

<https://comomotie.jp/> ※「こももティエ」で検索、又は



産前・産後母子支援センター『Comomotie (こももティエ)』

TEL092-400-0780 E-mail comomo@fukubo.or.jp

part1  
子どもを  
望む方へ

part2  
赤ちゃんが  
できたら

part3  
赤ちゃんが  
生まれたら

part4  
子どもを  
預けたい

part5  
お出かけしたい  
交流したい

part6  
障がいのある  
子どものサポート

part7  
ひとり親家庭の  
サポート

part8  
小学生以上の  
子どものサポート

part9  
相談窓口

part1  
子どもを  
望む方へ

# 家事・育児シェアシート

家事・育児の項目をチェックすることで、  
家族の理想のシェアを見える化するシートで  
す。

お互いの考えや価値観を共有して、家事・  
育児を「家族事」として一緒に取り組みましょ  
う。




part2  
赤ちゃんが  
できたら

## 【配布先】

- ・情報プラザ（福岡市役所1階）
- ・福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

part3  
赤ちゃんが  
生まれたら

ホームページからダウンロードできます。  
（「ふくおか みえるか シェアシート」で検索 または  ）

part4  
子どもを  
預けたい



市民局 男女共同参画部 女性活躍推進課 ・ TEL092-406-8111

part5  
お出かけしたい  
交流したい

## ◇家事・育児シェア本コーナー

専門的な本から実践的な本まで、幅広く家事・育児シェアの  
参考となる本（約100冊）を集めたコーナーを設置。



part6  
障がいのある  
子どものサポート

## 【場所】

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス  
2階図書室

## 【利用時間】

9時30分～21時30分（日曜・祝日は17時00分まで）  
アミカスの開館時間に変更される場合は、その時間に準じます。

## 【休室日】

アミカス休館日（毎月第2、最終火曜日（祝日の場合は翌日））及び第3火曜日  
年末年始（12月28日～翌年1月3日）のほか、図書特別整理期間

part7  
ひとり親家庭の  
サポート

part8  
小学生以上の  
子どものサポート



福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（図書室）  
・・・TEL092-534-7593

part9  
相談窓口

出産までの不安を  
少なくするためにも  
妊婦健診は受けましょう。

# 妊婦健康診査

妊娠経過中、14回（多胎妊婦の場合は19回）、妊婦健康診査の助成が受けられます。母子健康手帳交付時に福岡市妊婦健康診査助成券つづりを交付します。前居住地にて助成券を交付された妊婦の方には、前居住地での助成券使用状況に応じて各区保健福祉センター健康課にて福岡市妊婦健康診査助成券を交付しています。

## 対象となる方

福岡市に住民票を有する妊婦

## 利用料金

無 料(助成対象の検査項目に限る)

## 必要な手続き

### 母子健康手帳の交付がお済みでない方

各区保健福祉センター健康課に妊娠届出書を提出してください。  
母子健康手帳と妊婦健康診査助成券つづりを交付します。

### 前居住地にて母子健康手帳の交付を受けている方

各区保健福祉センター健康課で妊婦健康診査助成券を交付します。  
お持ちの母子健康手帳をご持参ください。

1. 前居住地にて妊婦健康診査の助成を受けていない場合  
14枚(多胎妊婦の場合は19枚)の助成券を交付
2. 前居住地にて妊婦健康診査の助成を受けた場合  
14回(多胎妊婦の場合は19回)から受診済みの回数を差し引いた回数分の助成券を交付
3. 前居住地にて上限14回、妊婦健康診査の助成を受けた場合  
交付はありません

### 里帰り先で受診した場合など助成券が使えなかった方

福岡市の助成券が使えず自己負担した妊婦健診の費用（上限額あり）を助成します。（出産等の日から6ヵ月後の末日までに手続きが必要です。）

申請手続きは、お住まいの区の健康課で行ってください。  
詳しくは、妊婦健康診査助成券つづりの表紙裏面をご参照ください。



問合せ先

各区保健福祉センター 健康課…………… 137ページ

part1  
子どもを  
望む方へ

# 妊婦歯科健診

女性の生涯を通じた歯の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、妊婦を対象に、むし歯と歯周疾患予防のため歯科健診を実施しています。

**対象となる方** 福岡市に住民票を有する妊婦

**内容** 口腔内診査（むし歯と歯周疾患）、歯科保健指導

**実施場所** 実施歯科医療機関（ステッカーが目印）

※福岡市歯科医師会ホームページで検索できます。

**利用料金** 無料

**手続き** 健診を実施する医療機関に直接ご予約のうえ、母子健康手帳を持参して受診ください。

福岡市ホームページでもご案内しています。

（ [福岡市 妊婦歯科健診](#) で検索 または



part2  
赤ちゃんが  
できたら

part3  
赤ちゃんが  
生まれたら

part4  
子どもを  
預けたい

part5  
お出かけしたい  
交流したい

part6  
障がいのある  
子どものサポート

part7  
ひとり親家庭の  
サポート

part8  
小学生以上の  
子どものサポート

part9  
相談窓口



問合先

保健医療局 健康医療部 口腔保健支援センター TEL092-711-4396

# 産前・産後ヘルパー派遣事業

日中、家族等から支援を受けることが難しい世帯を対象に、妊娠中及び生後1年未満の間、ヘルパー派遣費用の一部を助成します。

<利用料金> 500円/回+ヘルパー派遣に必要な交通費実費相当額

※市民税非課税・生活保護世帯は交通費実費相当額のみ負担

必要な手続き、利用方法等については、直接事業者へお問い合わせください。



問合先

実施事業者等については上記よりご確認ください。